



島根県報

平成29年3月28日（火）

号外第28号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (教育庁総務課) 5

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 6 号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第40条関係)

火 気 点 検 簿

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長
						火元取締責任者
	その他の火器等	個数	処置時間	処 置		
電気ポット						
コーヒーマーカー						
備 考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長
						火元取締責任者
	その他の火器等	個数	処置時間	処 置		
電気ポット						
コーヒーマーカー						
備 考						

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

年月日	年 月 日 ()	最 終				
点検時刻	時 分	退庁者	㊟			
点 検 事 項	火器等 (ストーブ)	※設置するストーブごとに点火・消火時間と処置した者の氏名を記載すること。				
	設置箇所	点火時間	点火者	消火時間	消火者	所属長

項	その他の火器等	個数	処置時間	処 置	火元取締責任者
	電気ポット				
	コーヒーメーカー				
備 考					

※窓の施錠、消灯等も確認すること。 ※コンセント、ガスホース等を確実に抜くこと。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第1条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合における職員の勤務時間については、教育長が別に定める。

第3条に次の1項を加える。

3 所属長は、前2項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合における職員の勤務時間について、教育長に協議の上、別に定めることができる。

附 則

この訓令中第1条に1項を加える改正規定は平成29年4月1日から、第3条に1項を加える改正規定は同年8月1日から施行する。